

## 國學院大學へ入学予定の留学生の皆様へ

令和 5 年 3 月

國學院大學 国際交流課

ご入学おめでとうございます。國學院大學に入学されるにともない、東京出入国在留管理局に対し以下の手続きをして下さい。手続きを怠ると、改正出入国管理法に基づき 20 万円以下の罰金が課されます。くれぐれも気をつけてください。

### 記

令和 5 年 4 月 1 日現在、在留カードを所有している留学生は、國學院大學への入学に際し、東京出入国在留管理局に「國學院大學に入学した」ことを知らせる必要があります。この届出は、令和 5 年 4 月 1 日から 14 日以内に行ってください。届出の提出は東京出入国在留管理局の窓口を持参、もしくは郵送してください。

#### ■ 必要書類

1. 活動機関に関する届出（移籍）（添付書式をお使いください）
2. 在留カード（郵送の場合は、在留カードのコピーを同封してください）

**郵送する場合は**、下記の住所に送付してください。

〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目 6 番 1 号四谷タワー 1 4 階

東京出入国在留管理局在留管理情報部門届出受付担当

※封筒の表面に、「届出書在中」と赤字で書いてください。

※在留カードのコピーを同封してください、本物を同封しないよう注意してください。

**オンライン提出する場合は**、下記のページにアクセスしてください。

<https://www.ens-immi.moj.go.jp/NA01/NAA01SAction.do>

「中期滞在者はこちら」をクリック（オンライン提出の場合には、事前に入国管理局電子届出システムにアクセスして利用者情報登録を行う必要があります）



不明な点は、東京出入国在留管理局もしくは國學院大學 国際交流課にお尋ねください。

東京出入国在留管理局 0570-034259 (代表)

國學院大學 国際交流課 03-5778-7061 kokusai@kokugakuin.ac.jp

以上